

ひな形

〔施設名〕

土砂災害に関する避難確保計画

この施設は の土砂災害警戒区域に指定されています

土砂災害の種類を記載

がけ崩れ(急傾斜地の崩壊) or 土石流 or 地すべり

策定した日付、もしくは改定した日付を記載する

令和3年5月 日 改定

長野県池田町施設用

目次

はじめに	1
§1 基本情報	2
1-1 想定される土砂災害	2
1-2 雨に関する情報	4
1-2-1 気象に関する情報	4
1-2-2 避難に関する情報	5
1-2-3 土砂災害に係る避難指示等の発令基準	6
1-2-4 土砂災害の前兆現象	8
1-3 災害危険性を知って、災害から命の危険をやり過ごすために	9
§2 平常時の備え	10
2-1 施設周辺状況を確認しましょう	10
2-2 避難経路を確認しましょう	11
2-3 防災体制と配備の目安	13
2-3-1 配備の目安	13
2-3-2 役割分担	13
2-3-3 職員の連絡体制	14
2-4 避難行動へ備えましょう [地域コミュニティとの関係を築く]	15
2-4-1 避難誘導計画	15
2-4-2 避難支援体制	17
2-5 定期的な防災教育・訓練の実施	18
§3 緊急時の行動	19
3-1 注意体制時の行動	19
3-2 警戒体制時の行動	21
3-2-1 情報収集	21
3-2-2 避難準備	21
3-3 避難行動	23

はじめに

1 [目的]

土砂災害に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、土砂災害防止法第八条の二に基づき、[施設名] 施設近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本避難確保計画は、[施設名] 施設に勤務する職員（以下「施設職員」という）および施設の利用者または出入りする全ての者（以下「利用者」という）に適用する。

2 [防災体制に関する事項]

(1) [各班の任務と組織]

1) 各班の任務

指揮班

施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。

情報収集班

テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要事項を報告・伝達する。

避難誘導班

高齢者等避難の情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

3 マニュアルの見直し

施設利用者状況等の変化に応じて避難確保計画を見直すものとする。

§ 1 基本情報

1 - 1 想定される土砂災害

[**施設名**] に影響を及ぼす可能性がある [**がけ崩れ(急傾斜地の崩壊) or 土石流 or 地すべり**] の災害。

がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)

➡ がけ崩れは、急な斜面がしみ込んだ雨水や、地震により突然崩れ落ちる現象です。崩れた土砂は斜面の高さの2～3倍にあたる距離まで届くこともあり、土砂災害のなかでは最も多く発生しています。

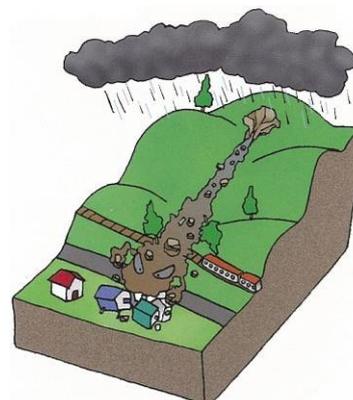
「がけ崩れ」は、逃げる暇がないほどの速いスピードと強い破壊力のために、人の命が奪われたり、家などがめっちゃめちゃに押しつぶされるなど、悲惨な災害につながってしまう傾向があります。



土石流

➡ 土石流は、山の斜面から崩れた土や石、谷底にたまっていた砂利や石などが、梅雨や台風の大雨や雪解けなどの水と一緒に流れてくる現象です。

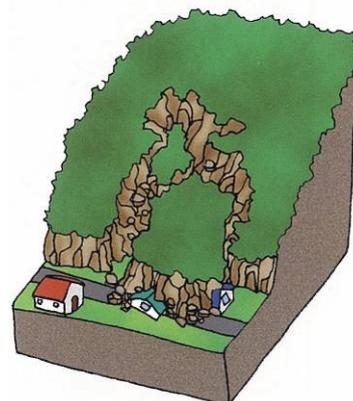
「土石流」は流れの急な川や沢があるところで起こることが多く、速いスピードと強い力で、人の命や家などの財産を奪い、道路や鉄道など交通網にも被害を及ぼします。



地すべり

➡ 地すべりとは、地中の粘土などの滑りやすい地層に雨水などがしみこみ、その影響で広い範囲の土地が動き出す現象です。緩やかな斜面で起きるため、家や畑がある場所でも発生することがあります。

「地すべり」は、広い範囲にわたって起こるのが特徴で、いったん動き始めると何年も何十年も動き続ける特徴があります。1日に数ミリ程度と目に見えないほどの動きかたが多いですが、なかには逃げる暇がないほど突然スピードを速めるものがあります。



【土砂災害のおそれのある区域】

[**がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)** or **土石流** or **地すべり**] によって被害が想定される区域について、法律に基づいて県が調査し、その結果を公表している。

<p>土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)</p>	<p>警戒区域内の通常の建築物については、法律で想定する土砂等の外力が作用しても損壊するおそれはないが、土石等が到達する可能性があるため、屋外にいる人や、窓等からの土石の流入によって、中にいる人が被害を受けることが想定される。</p>
<p>土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)</p>	<p>特別警戒区域内の建築物については、木造・プレハブ等の通常の建物が壊れ、中にいる人の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある。</p>

法律で定めている外力については通常想定される土石等によるものであり、想定外の災害が発生することもある。

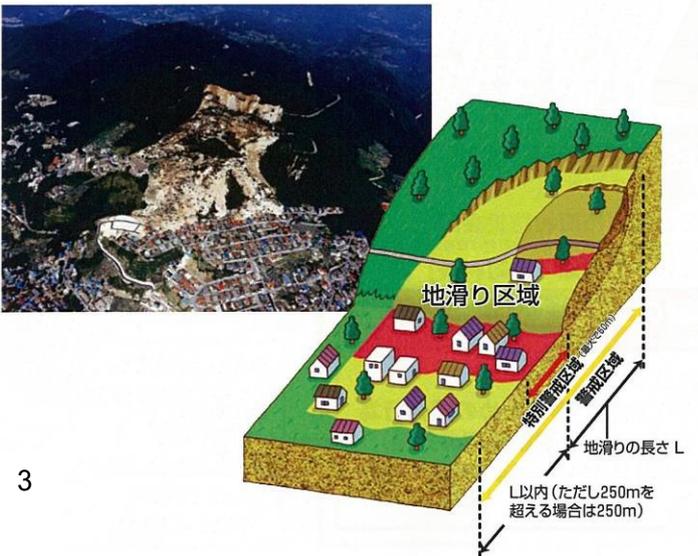
がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)



土石流



地すべり



1 - 2 雨に関する情報

1-2-1 気象に関する情報

気象情報の種類

大雨注意報（長野地方気象台が発表）

大雨注意報は、大雨により災害の起こるおそれがある旨を警告して発表される。

大雨警報（長野地方気象台が発表）

大雨警報は、大雨により重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して発表される。

記録的短時間雨量情報（長野地方気象台が発表）

記録的短時間雨量情報は、大雨警報発表時に、降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表される。

長野地方気象台では、1時間雨量が100mmを超えた際に発表

土砂災害警戒情報（長野県・長野地方気象台が発表） 地すべりは対象外

土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている状況で、大雨による土砂災害のおそれが高まったときに発表される。

雨量・水位情報（近傍の観測局のデータをインターネットで確認）

時間雨量、累計雨量、河川水位

POTEKA 雨量計池田町4か所による雨量確認（中島、町役場、滝沢、陸郷）

危機管理型水位計で高瀬川の水位を確認

気象情報の確認

情報名	入手先	備考
大雨注意報	長野地方気象台 HP http://www.jma-net.go.jp/nagano/ 長野県 河川砂防情報ステーション http://www.sabo-nagano.jp/	全施設職員は、携帯電話の砂防モバイルサービスへ登録する。 http://www.mobile.sabo-nagano.jp/m/
大雨警報		
記録的短時間雨量情報		
土砂災害警戒情報		

雨量・水位情報の確認

情報名	入手先	備考
雨量・水位情報	長野県 河川砂防情報ステーション http://www.sabo-nagano.jp/ poteka http://www.potekanet.com/ 川の水位情報 https://k.river.go.jp	雨量局 のデータに注視する。 水位局 のデータに注視する。 POTEKA 雨量計池田町4か所に設置（中島、町役場、滝沢、陸郷） 危機管理型水位計

1-2-2 避難に関する情報

警戒レベル3 高齢者等避難（池田町が発令）

一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めのタイミングで避難行動を開始することを求めるもの。

警戒レベル4 避難指示（池田町が発令）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護する等、特に必要がある認めるときに、町長が居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧め、又は促す行為。この時点で全員避難をおこなうこと。

警戒レベル5 緊急安全確保（池田町が発令）

災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令。命を守るための最善行動を求めるもの。

発令基準（池田町地域防災計画による災害警戒レベル(避難情報)判断・伝達基準参照）

発表方法：同報系防災行政無線、登録制メール、yahoo 防災情報、町公式ツイッター等
 問い合わせ先：池田町役場総務課 0261-62-3131

避難情報発令時の状況と災害発生予測との関係

	発令時の状況	災害発生予測	住民に求められる行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害の発生する可能性が高まった状況で、特に避難に時間を要する者が、避難行動を開始しなければいけない段階 ・今後の状況により早めの避難が必要と判断される段階 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表され、90分以内に土砂災害発生危険基準線を超えることが予想されるとき。 ・自主避難要請の場合は夕刻前や天候の悪化など、避難が困難となる状況を把握した時点 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等、避難に時間を要する者は、避難場所へ避難行動を開始する。 ・上記以外の者は、家族との連絡や非常用持出品の用意など、避難の準備を始める。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害の発生する可能性が明らかに高まり、通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階 ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された段階 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された段階 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁、道路等にクラックが発生等の前兆現象が確認されたとき。 ・降雨状況が60分以内に土砂災害発生危険基準線を超え、更に増加することが予想されるとき。 ・人的被害の発生する危険性が非常に高いと予測される場合及び発生直後 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示の段階で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了する。 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生を把握したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が実際に発生している状態 	<ul style="list-style-type: none"> ・命を守るための最善の行動をとる。

1-2-3 土砂災害に係る避難指示等の発令基準

発令の区分	条件	対象となる箇所又は地区
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(高齢者等避難) 警戒レベル3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報が発表され、近隣でわき水、地下水が濁り始め、または量に変化する等の前兆現象が確認されたとき。 ・土砂災害警戒情報が発表され、90分以内に土砂災害発生危険基準線を超えることが予想されるとき。 	<p>土砂災害特別警戒区域 (堀之内、中島、千本木台、半在家、相道寺、花見、滝沢、滝の台、渋田見、鷲山、南台、中之郷、陸郷、広津法道) 【土石流】=押出沢、北花岡沢、南沢、蟹沢2、くぼ沢、南岡沢、郷石原沢、桐原沢、水頭沢、金草沢、南金草沢、秋葉沢、塩沢、湯沢、北柳沢、柳沢、堀の沢、滝の沢、小沢、黒沢、雑ヶ沢、南雑ヶ沢1、前ヶ沢、北彦沢、彦沢、城ヶ沢、鷲山沢、南鷲山沢、水戸沢、清水沢、南清水沢、箒沢、南イラ沢、日影沢、八代沢、神明沢、日野沢、足沼清水沢、平出沢 【急傾斜地】=堀之内、中島、千本木台、半在家、相道寺、花見、七五三掛、竹原、滝中、滝南、滝の台、坂下、新屋敷、渋中、渋南、鷲山、中之郷、田の入、天地、八代、清水、天崎、小実平、有明、日向、宮の平、会染法道、広津法道、平出、坂森、楡室、正の田、南足沼、前田、北足沼、菅の田、堀越、栗本、日影、平畑、六地藏、荻、北梅の尾、南梅の尾、神出、寺間、中の貝、日野</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁、道路等にクラックが発生等の前兆現象が確認されたとき。 ・降雨状況が60分以内に土砂災害発生危険基準線を超え、更に増加することが予想されるとき。 	<p>土砂災害警戒区域 (堀之内、中島、千本木台、半在家、相道寺、花見、滝沢、滝の台、渋田見、鷲山、南台、中之郷、陸郷、広津法道、田の入) 【土石流】=押出沢、北花岡沢、花岡沢、南沢、蟹沢1、蟹沢2、くぼ沢、南岡沢、郷石原沢、桐原沢、熊の川、水頭沢、権現沢、金草沢、南金草沢、秋葉沢、塩沢、北湯沢、湯沢、南湯沢、北柳沢、柳沢、堀の沢、滝の沢、小沢、黒沢、雑ヶ沢、南雑ヶ沢1、前ヶ沢、北彦沢、彦沢、城ヶ沢、鷲山沢、南鷲山沢、水戸沢、清水沢、南清水沢、箒沢、イラ沢、南イラ沢、南ヶ沢、日影沢、八代沢、神明沢、日向沢、日野沢、足沼清水沢、平出沢、広津法道沢 【急傾斜地】=堀之内、中島、千本木台、半在家、相道寺、花見、七五三掛、竹原、滝中、滝南、滝の台、坂下、新屋敷、渋中、渋南、鷲山、中之郷、田の入、天地、八代、清水、天崎、小実平、有明、天地、日向、宮の平、会染法道、広津法道、平出、実業、坂森、楡室、正の田、南足沼、前田、北足沼、菅の田、堀越、栗本、日影、平畑、六地藏、荻、北梅の尾、南梅の尾、神出、桃の木、寺間、中の貝、日野 【地すべり】=中島南、中島、相道寺、清水、天崎、ふすま、豊盛、小実平、宮の平、法道、平出、坂森、楡室、南足沼、北足沼、菅の田、堀越、栗本、日影、平畑、荻、梅の尾、足崎、中の貝、日野</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">避難指示 警戒レベル4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂移動現象、山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等の前兆現象が確認されたとき。 ・降雨状況が30分以内に土砂災害発生危険基準線を超え、更に増加することが予想されるとき。 	
<p>警戒レベル5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生を把握したとき 	

(1) 避難発令基準

* 土砂災害警戒情報とは、大雨注意報、大雨警報に続いて、長野県と長野地方気象台が共同により、降雨量と土壌雨量指数から判断し、スネークライン図において、2時間以内雨量状況曲線が土砂災害発生危険基準線を超え、土砂災害の恐れがあるときに発表されるものである。

(2) 大雨警報(土砂災害)の危険度分布とは

大雨警報(土砂災害)の危険度分布は、大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で5段階に色分けして示す情報です。常時10分毎に更新しており、土砂災害警戒情報や大雨警報(土砂災害)等が発表されたときに、大雨警報(土砂災害)の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができます。避難にかかる時間を考慮して、危険度の判定には2時間先までの雨量及び土壌雨量指数の予測値を用いています。土砂災害発生危険度が高まっている領域にお住まいの方は、土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への早目の避難を心掛けてください。

リンク先は、気象庁 防災情報 大雨洪水の危険度分布 土砂災害/浸水害/洪水
<https://www.jma.go.jp/jma/>

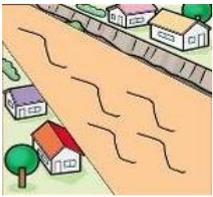
危険度の色と避難行動			
色が持つ意味	住民等の行動の例 1	発令の目安とされる避難情報	相当する警戒レベル
極めて危険	命に危険の及ぶ土砂災害が すでに発生 しているもおかしくない極めて危険な状況	避難指示	4相当
非常に危険	速やかに 土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所へ 避難する 。		
警戒	避難の準備が整い次第 、土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所へ 避難する 。 高齢者等 は速やかに 避難する 。	高齢者等避難	3相当
注意	ハザードマップ等により避難行動を確認する。 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意する。	—	2相当
今後の情報等に留意	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	—

参考：気象庁防災情報

1-2-4 土砂災害の前兆現象

[**がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)** or **土石流** or **地すべり**] が発生する際には、その前ぶれとして下記のような現象が発生することが多い。

	災害発生の2~3時間前に多く見られる現象	災害発生の1~2時間前に多くみられる現象	災害発生の直前に多くみられる現象
がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)	湧水量の増加 表面流の発生 	小石がバラバラ落下 新たな湧水 湧水の濁り 	湧水の停止、噴出し 斜面のはらみ出し 小石がポロポロ落下 地鳴りの発生 亀裂の発生 

	災害発生の2~3時間前に多く見られる現象	災害発生の1~2時間前に多くみられる現象	災害発生の直前に多くみられる現象
土石流	流水の異常な濁り 	渓流内で転石音 流木 	土臭いにおいの発生 流水の急激な濁り 渓流水位の激減 地鳴り 

	災害発生の2~3時間前に多く見られる現象	災害発生の1~2時間前に多くみられる現象	災害発生の直前に多くみられる現象
地すべり	井戸水の濁り 湧水の枯渇 湧水量の増加 	池・沼の水位の急変 亀裂・段差の発生、拡大 斜面・構造物のはらみ出し 根が切れる音 落石・小崩落 樹木の傾き 	地鳴り・山鳴り 地面の震動 

前兆現象の確認方法

通常時における水路の流量や、斜面の状況などを予め把握しておき、大雨が予想される場合等は事前に点検する。また、異常時の目安とするため、確認した内容については記録を残す。

土砂災害の内容	チェック欄	前兆現象確認項目の例
がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)		・湧水の状況(位置、量、濁り)は？ ・小石の落下状況は？ ・斜面のはらみ出しや亀裂(大きさ)は？
土石流		・流水の状況(流量、濁り)は？ ・流木や転石は？
地すべり		・湧水や井戸水の状況(位置、量、濁り)は？ ・小規模な崩落は？ ・斜面のはらみ出しや亀裂(大きさ)、樹木の傾きは？

1 - 3 災害危険性を知って、災害から命の危険をやり過ごすために

施設周辺の災害危険性を知り、避難の段階制を考慮した避難確保計画を立てるために、災害の進展に応じて求められる行動となる避難の違いを理解する。

緊急避難とは

- ・とにかく「命の危険をやり過ごす」ための対応。
- ・「災害が発生する前に、安全な場所へ移動する」などの対応。

指定避難所避難とは

- ・施設での生活が再開できるようになるまでの「仮の生活を送るための場所の確保」するための対応。
- ・「被災後の避難生活」や「仮設住宅への入居」などの対応。

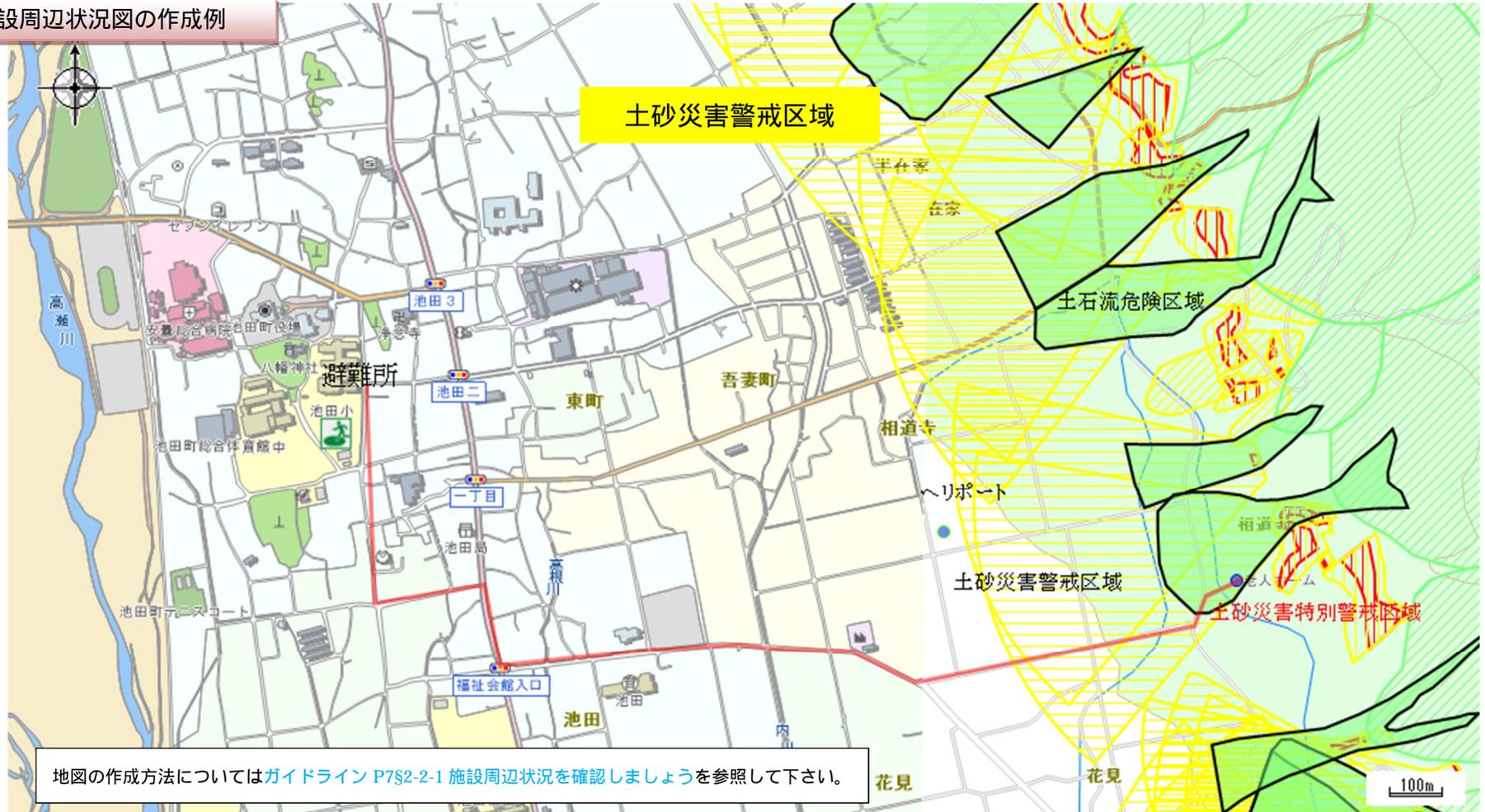
§ 2 平常時の備え

2-1 施設周辺状況を確認しましょう

[**施設名**]周辺で土砂災害の影響を受ける範囲を下記に示す。

参考：この図は「しんしゅうくらしのマップ」を使用して作成しています。

施設周辺状況図の作成例



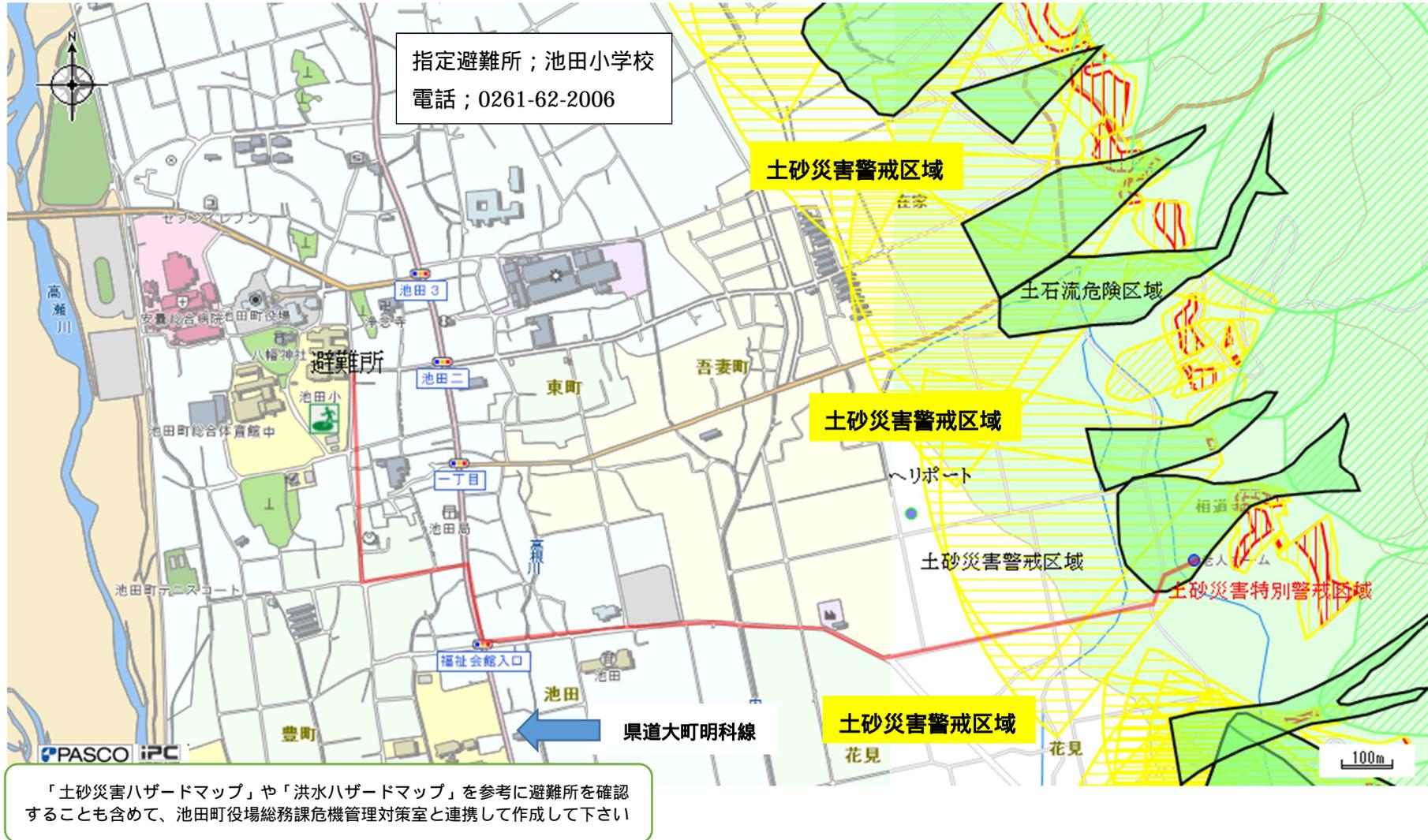
地図の作成方法についてはガイドライン P7§2-2-1 施設周辺状況を確認しましょうを参照して下さい。

2 - 2 避難経路を確認しましょう(例図)

避難は、下図の避難経路の利用を基本とする。

施設外避難経路図

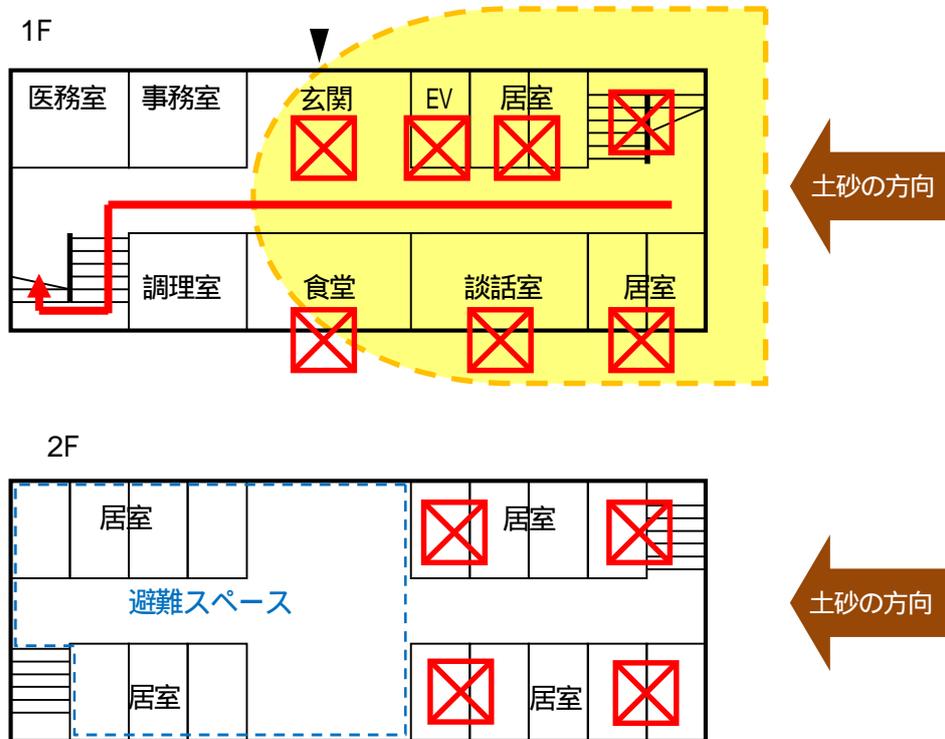
参考：この図は「しんしゅうくらしのマップ」を使用して作成しています。



施設内避難経路図

避難経路上での土砂災害の発生、激しい降雨で屋外への避難が危険な場合などの「外部への避難が困難な場合」に限り、施設内の[階の 室]へ避難する。

施設内避難は、鉄筋コンクリート構造で2階建て以上の建物に限る



 避難に使用してはならない場所、設備

施設の建築図面等を利用して作成してください。

2 - 3 防災体制と配備の目安

下記の状況となった場合に防災体制を配備する。ただし、下記基準に満たない場合においても、総括責任者（施設管理者）が必要と判断した場合には必要な防災体制を配備する。

2-3-1 配備の目安

配備の目安	防災体制	参集職員
大雨注意報発表時	注意体制	情報収集連絡担当： （第1班、第2班、第3班それぞれ記載） （責任者は常に連絡が取れるようにする）
大雨警報発表時 記録的短時間雨量情報発表時 土砂災害警戒情報発表時 避難情報発令時 前兆現象発見時 [雨量局名 or 施設前雨量局] 時間雨量 20mm 以上 連続雨量 100mm 以上 [水位局名] 川水位 ≥ 1.1 以上	警戒体制	総括責任者： （副責任者： ） 情報収集連絡担当： 避難誘導担当： サポート担当： （第1班、第2班、第3班それぞれ記載）

2-3-2 役割分担

担当		役割内容
指揮班	総括責任者 副責任者	・ 避難の判断など防災対策についての指揮ほか全般 （副責任者は総括責任者と連絡がつかなかった場合に職務代行する）
情報収集班	情報収集連絡担当	・ 気象、災害、避難情報等の収集 ・ 危険箇所の確認（前兆現象） ・ 総括責任者への報告 ・ 参集時の担当班員への連絡 ・ 関係機関への連絡（支援要請等） ・ 施設利用者家族への連絡（避難時等）
避難誘導班	避難誘導担当	・ 施設利用者への状況説明、健康状況確認 ・ 施設利用者の避難誘導 ・ 施設利用者の家族への引き渡し ・ 職員や施設利用者の安否確認
サポート担当		・ 臨機応変に各担当のサポート ・ 避難時の持ち出し品の準備

2-3-3 職員の連絡体制

防災体制の判断	班	注意体制	警戒体制
<p>【総括責任者】 氏名： 携帯： TEL： メール：</p> <p>【副責任者】 氏名： 携帯： TEL： メール：</p>	<p>→</p> <p>第1班</p>	<p>【情報収集連絡担当】 氏名： 携帯： TEL： メール：</p> <p>副担当は第2班</p>	<p>→</p> <p>【総括責任者】 【避難誘導担当】 氏名： 携帯： TEL： メール：</p> <p>【サポート担当】 氏名： 携帯： TEL： メール：</p> <p>副担当は第2班</p>
<p>注意体制時は常に情報を受けられる状態に！</p>	<p>→</p> <p>第2班</p>	<p>【情報収集連絡担当】 氏名： 携帯： TEL： メール：</p> <p>副担当は第3班</p>	<p>→</p> <p>【総括責任者】 【避難誘導担当】 氏名： 携帯： TEL： メール：</p> <p>【サポート担当】 氏名： 携帯： TEL： メール：</p> <p>副担当は第3班</p>
	<p>→</p> <p>第3班</p>	<p>【情報収集連絡担当】 氏名： 携帯： TEL： メール：</p> <p>副担当は第1班</p>	<p>→</p> <p>【総括責任者】 【避難誘導担当】 氏名： 携帯： TEL： メール：</p> <p>【サポート担当】 氏名： 携帯： TEL： メール：</p> <p>副担当は第1班</p>

2 - 4 避難行動へ備えましょう [地域コミュニティとの関係を築く]

2-4-1 避難誘導計画

避難誘導時には、以下のグループ分けにより避難誘導する。

【避難誘導計画（グルーピング計画）】

グループ No.	1	2	3
入所者の特性	(例)短い距離は歩行できる	(例)車いすを使用し、自力で座位を保持できる	(例)自力で座位を保持できない
グループ人数	人	人	人
グループ名簿			
避難誘導担当	連絡先：	連絡先：	連絡先：
移送方法 (該当するものに を付ける)	徒歩・車いす リクライニング式車いす	徒歩・車いす リクライニング式車いす	徒歩・車いす リクライニング式車いす
移送方法毎の数 (該当するものに記入する)	徒歩：_____人 車いす：_____台 リクライニング式車いす ：_____台	徒歩：_____人 車いす：_____台 リクライニング式車いす ：_____台	徒歩：_____人 車いす：_____台 リクライニング式車いす ：_____台

【配車計画表】

避難先	TEL:		TEL:		
車両	グループ No.1 : (人乗り)		グループ No.2 : (人乗り)		
避難誘導担当		連絡先:		連絡先:	
避難誘導担当		連絡先:		連絡先:	
運転手		連絡先:		連絡先:	
人数配置 第1班 (同乗者込)	座席		名		
	車いす		名		
	リクライニング式車いす		名	リクライニング式車いす	名
	ストレッチャー		名	ストレッチャー	名
人数配置 第2班 (同乗者込)	座席		名		
	車いす		名		
	リクライニング式車いす		名	リクライニング式車いす	名
	ストレッチャー		名	ストレッチャー	名

【避難確保計画に必要な事前確認情報】

支援に関する情報（自治会長、医療機関、他の福祉施設へ個別確認）

自主防災組織の有無、避難時に使用可能な福祉車両の所有機関、避難所の提供可能な施設等

指定避難所の情報（町役場へ確認）

規模、物資の保有状況、避難時の開設状況

施設周辺の災害情報（大町建設事務所、町役場等へ確認）

施設近傍の災害発生状況、避難経路の道路情報（通行止等）

施設利用者の情報（施設利用者、家族へ確認）

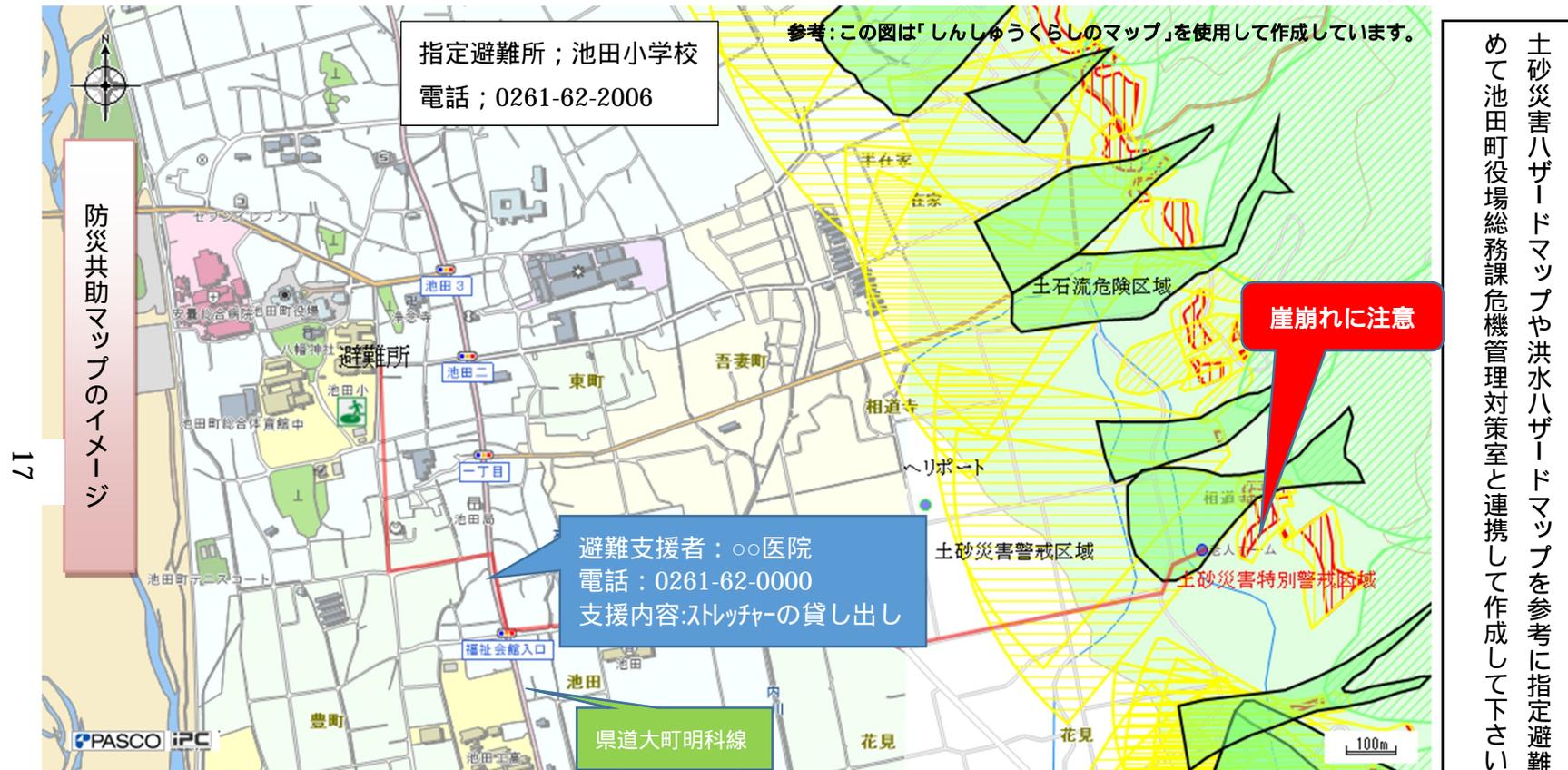
施設利用者の特性、体調、避難時に必要な物資、施設利用者家族の緊急連絡先

【避難確保計画に必要な事前確認内容】

情報名	入手先	備考
支援に関する情報	自治会長（自主防災会長） 医院、診療所、施設	支援要請連絡先リスト （マニュアルP17 §2 2-4-2 参照）
指定避難所の情報	池田町役場総務課	場所、規模、物資 等
施設周辺の災害情報	大町建設事務所、池田町総務課 自治会長（自主防災会長）	施設に危険が及ぶ災害情報が入った場合は北アルプス広域消防本部及び池田町総務課へ通報し、速やかに避難準備を開始する。
施設利用者の情報	施設利用者 家族	持ち出し品リスト 家族緊急連絡先リスト

2-4-2 避難支援体制(例図)

自治会、病院、診療所、施設との災害時協定に基づき、避難誘導及び福祉車両の使用、及び指定避難所の提供について災害時に支援を要請する。(施設との相互支援協定に基づき、避難所使用について、災害時に支援を要請する)



土砂災害ハザードマップや洪水ハザードマップを参考に指定避難所を確認することも含めて池田町役場総務課危機管理対策室と連携して作成して下さい。

支援内容	支援要請先	電話番号
避難誘導	自治会長・防災会長	
救急・救助等緊急時	北アルプス広域消防本部	119
指定避難所	施設	
ストレッチャー仕様車 台	診療所	

2 - 5 定期的な防災教育・訓練の実施

施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象など、警戒避難体制に関する事項を職員に教育するとともに、訓練を実施する。

【防災教育・訓練実施記録例】

実施日		参加者	
年 月 日		訓練：	
項目		教育内容	実施
基本情報	1 土砂災害の種類	・施設周辺で発生可能性がある土砂災害の種類と特徴	
	2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	・施設周辺の土砂災害(特別)警戒区域の範囲	
	3 施設周辺で想定される土砂災害	・災害危険箇所の確認手法及び確認内容	
	4 気象情報の種類	・情報の種類 ・各情報の意味 ・各情報の発表のタイミング及び発表機関 ・各情報の入手先及び確認方法	
	5 雨量・水位情報		
	6 避難情報の種類		
	7 土砂災害の前兆現象	・施設周辺でみられる可能性がある前兆現象の内容及び確認方法	
	8 緊急避難と避難所避難	・避難の違いを確認	
平常時の備え	9 施設周辺状況の確認	・想定される土砂災害の影響範囲や危険箇所	
	10 避難経路の確認 (施設外・施設内)	・指定避難所までの避難経路(第1案)及び代替経路(第2案以降) ・施設内避難経路及び使用禁止場所・設備	
	11 防災体制配備の目安	・入手する情報とそれに対して配備する体制 ・各防災体制時の参集職員(参集担当)	
	12 役割分担	・担当者ごとの役割内容	
	13 職員の連絡体制	・連絡元及び連絡先	
	14 避難誘導計画	・避難先、避難手段 ・割当グループ、グループに属する施設利用者、留意事項	
	15 避難支援体制	・支援要請先(支援協力者)、支援内容	
緊急時の行動	16 注意体制時の情報収集	・緊急時の各情報の入手先 ・緊急時に確認する情報の内容 ・各情報の関係者・関係機関(調整先、通報先)	
	17 警戒体制時の情報収集		
	18 警戒体制時の避難準備	・避難準備として実施すべき行動	
	19 避難行動	・避難時に実施すべき行動	
その他	20 長野県内の災害事例	・土砂災害の恐ろしさ、発生頻度 等	
訓練	21 避難訓練の実施	・毎年、梅雨前の6月に実施等	
		・毎年 地震総合防災訓練に実施	

§ 3 緊急時の行動

3 - 1 注意体制時の行動

注意体制時(マニュアルP13§2 2-3-1「配備の目安」による)の行動を以下に示す。
警戒体制への移行の目安(マニュアルP13 §2 2-3-1「配備の目安」を参照)となる情報
を入手した場合は、**総括責任者**へ報告する。

情報の入手及び伝達

情報収集連絡担当は、下記に示す気象情報、雨量情報、避難情報などを確認する。
なお、**避難情報が発表された場合、又は施設に危険が及ぶ災害情報**を確認した場合は、
直ちに総括責任者へ報告する。

【気象情報の確認】

情報名	入手先	備考
大雨予警報	長野地方気象台 HP http://www.jma-net.go.jp/nagano/	長野県 河川砂防情報ステーションの危険 度状況図のスネークグラフも確認する。 これらの情報を入手した場合は直ちに避 難準備を開始
記録的短時間雨量情報	長野県 河川砂防情報ステーション	
土砂災害警戒情報	http://www.sabo-nagano.jp/	
雨量・水位情報	長野県 河川砂防情報ステーション http://www.sabo-nagano.jp/ poteka http://www.potekanet.com/ 川の水位情報 https://k.river.go.jp	雨量 のデータに注視する。 高瀬川水位のデータに注視する。 POTEKA 雨量計池田町4か所によ る雨量確認(中島、町役場、滝沢、陸郷) 危機管理型水位計

【避難情報の確認】

情報名	警戒 レベル	入手先	備考
高齢者等避難	3	池田町から同報系防災行政 無線、町のメール配信サー ビス等	速やかに避難を開始する。
避難指示	4		この時点で全員避難完了
緊急安全確保	5		既に災害が発生している状況です。 命を守る最善の行動をとること。

【その他の情報の確認】

情報名	入手先	備考
施設周辺の災害情報	大町建設事務所、池田町総務課、 自治会長・防災会長	施設に危険が及ぶ災害情報が入った場合 は北アルプス広域消防本部及び池田町総 務課へ通報し、速やかに避難を開始する。

土砂災害の前兆現象等の確認及び伝達

情報収集連絡担当は、施設周辺の土砂災害の前兆現象の有無や災害の発生状
況を確認する。ただし、降雨状況等によって、がけ等に近づくことが危険と感
じた場合は、確認できる範囲で把握する。なお、土砂災害の前兆現象又は、施
設に危険が及ぶおそれがある変状等を確認した場合は、**総括責任者**に連絡する
と共に、北アルプス広域消防本部及び池田町総務課へ通報する。

【土砂災害の前兆現象のチェックリスト】

土砂災害の内容	チェック欄	前兆現象例	一般的に現象が見られるタイミング
がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)		<ul style="list-style-type: none"> 湧水量が増加している がけの表面に流水が発生している 	災害 2～3 時間前
		<ul style="list-style-type: none"> 小石がバラバラ落下している 新たな湧水が発生している 湧水が濁っている 	災害 1～2 時間前
		<ul style="list-style-type: none"> 湧水が停止している 湧水が噴き出している 斜面がはらみ出している 小石がボロボロ落下している 地鳴りがする 斜面に亀裂が入っている 	災害発生直前
土石流		<ul style="list-style-type: none"> 流水が異常に濁っている 	災害 2～3 時間前
		<ul style="list-style-type: none"> 溪流内で転石音がする 流木がみられる 	災害 1～2 時間前
		<ul style="list-style-type: none"> 土臭いにおいがする 流水が急激に濁りだしている 地鳴りがする 溪流の水位が激減している 	災害発生直前
地すべり		<ul style="list-style-type: none"> 井戸水が濁っている 湧水が枯れている 湧水量が増加している 	災害 2～3 時間前
		<ul style="list-style-type: none"> 池・沼の水位が急変している 斜面に亀裂・段差が発生、拡大がみられる 斜面や構造物がはらみ出している 根が切れる音がしている 落石や小規模な崩落が見られる 樹木の傾きがみられる 	災害 1～2 時間前
		<ul style="list-style-type: none"> 地鳴りや山鳴りがする 地面が振動している 	災害発生直前

【情報連絡先一覧】

名称	電話番号	FAX 番号	備考
大町建設事務所	0261-22-5111	0261-23-6532	
池田町総務課危機管理対策室	0261-62-3131	0261-62-9404	町災害対策本部
北アルプス広域消防本部	緊急時 119		
自治会長・防災会長			

3 - 2 警戒体制時の行動

警戒体制への移行の目安(マニュアルP13 §2 2-3-1「配備の目安」を参照)となる情報を入手した場合は、**総括責任者**が警戒体制の配備を判断する。

3-2-1 情報収集

情報の入手及び伝達(マニュアルP19 §3 3-1「注意体制時の行動」を参照)

情報収集連絡担当は、注意体制時の気象情報等の情報収集及び、土砂災害の前ぶれ等の確認を引き続き行う。

3-2-2 避難準備

避難の判断 **ガイドライン P5～P9 を参照**

(1) **情報収集連絡担当者**は、次の事象が発生又は発生の確認がされた場合は、速やかに**総括責任者**へ報告する。

- ・町から避難情報が発表された場合。
- ・土砂災害警戒情報が発表された場合。
- ・記録的短時間雨量情報が発表された場合。
- ・土砂災害が発生した場合。
- ・ **川の水位の急激な低下**(前兆現象)が確認された場合。
- ・ **裏のがけに亀裂、クラックが発生**(施設周辺に異常)を確認された場合。
- ・ **雨量観測局**の雨量が時間雨量で **mm以上**、連続雨量で **mm以上**となった場合。(長野県河川砂防情報ステーションで確認)
- ・ **自己で観測している雨量観測**の雨量が時間雨量で **mm以上**、連続雨量で **mm以上**となった場合。(ワンカップ雨量計)
- ・高瀬川十日市場水位の水位が2.0mとなった場合。
(長野県河川砂防情報ステーションで確認)

(2) **総括責任者**は、上記報告を受けた場合、職員へ避難準備の開始を指示する。

ただし、最終的な避難方法の判断は「災害から命の危険をやり過ごす」ために、そのときどきで最も安全と判断される対応として「安全に移送することが可能な場合」と「移送中に危険が伴う場合」等について考慮し、**マニュアルP11～P12**に従って屋外避難、屋内避難を判断する。

避難に必要な情報の確認

情報収集連絡担当は、以下の情報を確認する。

情報名	連絡先	電話番号	FAX 番号
指定避難所の開設状況	池田町災害対策本部	0261-62-3131	0261-62-9404
相互支援協定を結んだ避難所提供に関して 支援協力の可否確認	施設 病院		
避難ルート上の 県道大町明科線の道路情報	大町建設事務所		
避難ルート上の 町道 線の道路情報	池田町建設水道課	0261-62-3131	0261-62-9404
救急・救助、避難誘導に関する 支援協力の可否確認	自治会長・防災会長		
	北アルプス広域消防本部	緊急時 119	
避難時の輸送車に関する 支援協力の可否確認	病院		
	診療所		

役割分担の確認（マニュアルP13 §2 2-3-2「役割分担」を参照）

総括責任者は、具体的な避難行動と今後の対応について施設職員に周知し、役割分担を確認する。

避難支援の要請（マニュアルP17 §2 2-4-2「避難支援体制」を参照）

情報収集連絡担当は、必要に応じて避難誘導及び輸送車の支援、指定避難所の提供などについて要請する。

施設利用者への対応（マニュアルP15 §2 2-4-1「避難誘導計画」を参照）

避難誘導担当は、施設利用者の人数、体調等を確認し、土砂災害の危険性について説明する。また、避難誘導計画（グルーピング計画）及び配車計画を確認する。

施設利用者家族への対応

情報収集連絡担当は、施設利用者の家族へ避難先等を連絡する。

緊急持ち出し品の準備

サポート担当は、避難に必要な資機材、緊急時持ち出し品等を準備する。

3 - 3 避難行動

総括責任者は、避難準備が整ったら直ちに各担当へ避難開始を指示する。

避難誘導と避難支援（マニュアルP20 §3 3-1「情報連絡先一覧」を参照）

必要に応じて、**避難誘導担当**は、避難支援者と連携し、施設利用者の避難誘導を実施する。

情報収集連絡担当は、町総務課または災害対策本部へ避難開始の報告を行う。

総括責任者は、降雨状況や避難路の状況等により、臨機応変にそのときどきで最も安全と思われる避難方法の変更等を判断する。

その他の対応

避難誘導担当は、避難が完了した時点で職員及び施設利用者の安否確認をし、**総括責任者**へ報告する。

情報収集連絡担当は、町総務課または災害対策本部及び家族へ完了の報告をする。